

第三者評価結果(夜間保育所ドリーム)

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
【1】	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園では、保育理念を「いしょっていいね…」とし、保育方針を、「1. 養護と教育が一体となった保育を通して、家庭的な温かい環境のもとで心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができるよう保障し、生きる喜びと力を育み、健やかな育ちを支える。2. 子どもと父母のおかれた状況や意向を受け止め、一緒に考えていくという協力関係を築きながら子どもの育ちや子育てを支える。夜間にも及ぶ時間帯でも安心して働けるよう育児と仕事の両立を支援する。3. 子育てひろば「キラキラぼし」の活動を通して、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより子どもを育てる環境づくりをする。」として、「全体的な計画」の基盤として打ち出しています。 ・保育目標は、○自分で考え、行動する子ども、○人の気持ちを考え、思いやれる子ども、○いきいきと意欲的に遊ぶ子ども、○生命を大切にする子ども、として掲げ、保育士は、これを行動規範として保育に当たっています。 		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
【2】	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営法人の理事会では、本園及び系列の認定こども園の園長が地域の園長会議から得た情報などを分析し、地域の保育事業の動向について把握し、必要な情報は各園に通達します。また、相模原市や中央区の保育園担当から通達を受けたり、または、こちらからの問い合わせる等で現状や動向に関して情報収集を行っています。 ・子育て相談や園見学などで来園する地域の子育て世代との会話の中で、地域の子育てニーズの把握に努め、記録に残しています。 ・月に1度顧問税理士が運営状況等の月次報告がなされ、問題点の抽出を行っています。 		
【3】	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営法人の理事会では、顧問公認会計士等の意見も取り入れ、現行の保育園経営にかかわるあらゆる問題点を抽出しています。 ・抽出された問題、課題については、各部署の職員会議にて職員にも周知しています。 ・園長は2か月に1回開かれる法人内の施設長会議(全20施設ある)に出席して、経営状態について各施設間で情報を共有しています。 ・要改善課題としては、給水ポンプ整備、エレベーターのリニューアルなどがあり、鋭意検討を進めています。 		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
【4】	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間保育所ドリームの中長期計画は、6項目の課題を提起し、その各々を事業計画に結びつけています。 ・各項目は、①施設設備整備、②保育者の定着、③卒園児対象の学童保育、④地域に根差した夜間保育所の確立、⑤保育の質向上、⑥深夜延長保育のあり方、と問題、課題を打ち出しています。 ・本園は1995年4月に開設され、老朽化も進み、色々と手直し工事を実施しながら運営しています。 		
【5】	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画初年度を中長期計画の単年度計画として、令和3年度の事業計画を策定しています。 ・施設設備整備にはかなりの金額を要するため、運営法人にも図りながら、優先順位を決めて進めています。 ・令和3年度はコロナ禍という影響もあり、保育士の手配には大変苦労しましたが、問題なく運営できました。 ・深夜保育に関しては、常勤保育士1名を深夜保育担当とし、派遣保育士1名を夜間の時間帯の固定勤務としました。このことにより、ほかの常勤保育士の深夜勤務回数を月2～3回に抑えられ、時差勤務での負担を軽減することができました。 		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

【6】	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間行事も事業計画に組み入れて、テーマごとに担当者を決めており、また、改善課題も職員に担当を振り分けて、全職員の参画のもとに進めています。 ・テーマごとの各担当職員は実施計画を立てて、進捗状況は職員会議で報告しています。年度末には達成状況の報告を行っています。その結果もあわせて次年度の事業計画を見直しています。 ・保護者も参加する行事ごとに「保護者アンケート」を取り、次年度計画には保護者意見も取り入れています。 		
【7】	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者には事業計画を、抜粋してわかりやすくし、玄関入口に貼りだしたり、通常は保護者会などで内容説明を行っています。 ・本年度はコロナ禍であったために保護者会は開かれていません。 ・保護者からの意見は必ず記録し、必要ならば計画内容に反映します。 		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
【8】	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間指導計画、月案、週案などでは、PDCAサイクルにより振り返り、見直し作業を繰り返しています。 ・園長、主任、クラスリーダー会議(0・1歳児クラス、2・3歳児クラス、4・5歳児クラス)などで関係する職員は、PDCAサイクルを使い、保育結果を振り返り(チェック、Check)、対策を策定し(対策、Action)、実行計画を立て(計画立案、Plan)、実行し(実行動、Do)の各段階について話し合いを行い、対応しています。 ・運営法人内で定められた評価基準に基づいて、年2回「自己評価」を行うとともに、第三者評価や外部評価機関による評価を受審して、保護者アンケートなどからも評価を受けて、保育の質の向上を図っています。 		
【9】	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園の職員から挙げられた自己評価結果を主任・園長で内容検討し、要改善課題を見出し、それを運営法人本部に上げています。 ・園長が出席する運営法人の会議内容は、月1回の職員会議にて園長より職員に説明しています。 ・自己評価結果や指導計画の振り返りから抽出された課題については、各クラスにおいて計画の見直しなどに反映させ、園長、主任の了承のもと、計画的に対処しています。 ・職員会議においては、改善の進捗を報告し合い、必要ならば計画の見直しをし、改善提案を行います。 		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
【10】	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度初めの職員会議では、保育園業務の「組織体制図」を作成して、役割分担、業務分担などを明確にし、また、園長自らの業務について説明し、職員に周知し、議事録にも記録しています。 ・保護者に対しては、年齢別懇談会などで、説明しています。 ・園長を含めた保育園業務の職務分掌については、文書化し事務室に貼りだしています。 ・非常災害時の任務分担表を事務室に掲示し、職員の役割を明確にし、園長不在時の代行に関しても明示しています。 		
【11】	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は児童福祉法や児童憲章、保育士倫理綱領、雇用・労働法規などを理解し、保育理念や保育方針、保育目標など実現できるように取り組んでいます。 ・園長は相模原市の法令遵守関連の研修会、勉強会に出席し、また、地域園長会議などでも情報を得ながら、適切に保育事業を運営しています。 ・園では、相模原市のごみ分別ルールに従って、ごみ類を処理しており、環境への配慮も怠りません。 ・全職員は入職時にコンプライアンスも含む新人研修を受けて遵守すべき法令について理解に努めています。また、問題があれば職員会議で必要な都度取り上げ、園長から説明を行っています。 		

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

【12】	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各クラスから上がってくる、指導計画の振り返り、見直しに関しては、必ず、主任、園長で内容確認を行い、コメントを書き込んでいます。 ・園長は日々、各年齢クラスに入って一緒に保育を行いながら、園児の様子や保育士の働きかけを見たり、日誌や指導計画などの書類から、問題・課題をチェックしています。 ・職員との園長個人面談は、5～6月に1回目、1～2月に2回目を行い、また、必要な都度行っています。職員個人面談においては、職員からの保育に関する意見をくみ上げ対応しています。 ・職員のキャリアアップ研修などについては、優先的に受講を勧めています。 		
【13】	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2か月に1回の運営法人「施設長会議」(系列20施設出席)会議では、保育園運営を含めて、コストの見直しや経営の改善などについて話し合いを行っています。 ・園長は職員会議などで職員から出される意見などについてよく耳を傾け、働きやすい職場環境実現に対して絶えず注力しています。 ・園長は事業計画の各テーマごとの活動に自らが参加し、指導力を発揮しています。 		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
【14】	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園では、人材の育成のために、新人研修、相模原市や保育関係大学の外部研修、相模原市キャリアアップ研修、主任研修、園長研修と受講するように勧めています。 ・園では毎年度の事業計画に沿って、また、自治体の配置基準に沿って、人材の配置、活用を行っています。 ・人材の育成に関しては、入職後1～3年、4～5年はステップアップ研修を、10年以上はステップアップ・エキスパート研修を受講してもらうようにしています。 ・求人は、ハローワークなどへも登録して、また、実習生、卒園児保護者などの口コミでも採用するケースがあります。 		
【15】	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「期待する職員像」については、運営法人である「社会福祉法人さがみ愛育会」の定める「倫理綱領」の中に明記しており、全職員は入職の際の新人研修の中で、詳しく説明を受けています。 ・運営法人では、一定の人事基準に基づき、全職員の「自己評価」「直属上司評価」「施設長評価」を年2回実施しています。 ・このような評価基準を職員一人一人が理解することにより、職員は先の見通しが立った自己研鑽に励むことができます。 		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
【16】	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園での労務管理は園長、主任、総務担当職員が管理し、責任体制を明確にし、職員は周知して 		

いより。

- ・シフト調整などは、総務、主任で行い、職員の就業状況を把握しながら行っています。
- ・園では、有給休暇の取得推進と時間外労働の抑制に努めています。
- ・職員の心身のバランスなどについては、園長、主任が職員の窓口となり、声かけなどで常に状況を把握しています。また、年2回の職員個人面談に加えて、必要な都度面談を行い、メンタルケアには注意しています。
- ・病欠回復後の時短勤務やシフトの軽減などワーク・ライフ・バランスに留意した取り組みを行っています。
- ・中小企業連盟が主催している「あじさいメイツ」(相模原市福利厚生組織)に加盟し、デイズニーランド割引券などを利用しています。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

【17】	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
------	-----------------------------------	---

<コメント>

- ・園の「期待する職員像」は、園で毎年2回行っている「自己評価」の、運営法人内で定められた評価基準からも浮かび上がってきます。また、運営法人の「倫理綱領」に明示されている「期待する職員像」を、全職員は理解しており、全職員の「目標管理指標」となっています。
- ・職員一人一人は年2回の自己チェックを上司に提出し、必要ならば個人面談を受ける仕組みになっています。
- ・年度末の個人面談では、当年度の目標達成度を含め、上司の助言を得て、次年度の目標設定を行っています。
- ・園は、第三者評価や外部評価機関による評価を受審して、保護者アンケートなどからも評価を受けて、保育の質の向上を図っています。

【18】	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
------	---	---

<コメント>

- ・「期待する職員像」については、運営法人である「社会福祉法人さがみ愛育会」の定める「倫理綱領」の中に明記しており、全職員は入職の際の新人研修の中で、詳しく説明を受けています。
- ・定期的実施する保育士の「自己評価設問」には、保育所が必要とする専門技術や専門資格について詳細に盛り込まれています。
- ・園は年度初めには、「研修計画」を作成して、職員の専門性を高めるための研修を計画的に実施しています。
- ・職員が受講すべき外部研修テーマについては、園長、主任で十分に吟味し、取捨選択して該当する職員の受講を促しています。園では個人面談において、研修受講に対しては職員一人ひとりの年度受講目標を明確にしています。

【19】	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園では職員一人一人の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握しており、園長はその状況をもとに個人面談に臨んでいます。 ・新入保育士を受け入れた場合には、配属された先のクラスリーダーがOJTにて適切な指導を行っています。 ・キャリアアップ研修の受講を勧奨し、受講状況は個人ファイルにとじ、管理しています。 ・主任作成のシフト表では、余裕のあるシフトを組んでいるために、研修受講する職員の補完体制は完ぺきです。 		

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

【20】	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習生受け入れマニュアルがあり、園の実習生受け入れに対する姿勢を明確に打ち出しています。 ・受け入れの段取りとして、①オリエンテーション(守秘義務、心構え)、②実習(シフト、部分・責任実習)、③実習日誌、④反省会、⑤評価の流れで行います。 ・プログラムについては、本人、学校からの要望を取り入れて、話し合いの上決めています。 ・実習期間中に学校の担当教員の来園を受けるようにし、本人、学校と園とで相談の上、効果的な実習を進めています。 		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
【21】	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園のホームページでは運営法人、保育所の理念、保育方針、保育目標などを公開しています。 ・また、園内には、保育内容、事業計画、予算、決算情報を掲示して公開しています。 ・第三者評価結果については評価機関のホームページで、また、神奈川第三者評価機構のホームページなどで公表します。 ・来園する見学者には園のパンフレット、しおりなどを手渡し、理念、方針などを説明しています。また、地域の子育てフェスティバルにもパンフレットを置いています。 		
【22】	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員は入職時に新人研修を受講し、就業規則や保育所運営に関するマニュアル類を学んでいます。職務分担、役割分担を表した「組織体制図」は事務室に常時掲示しています。 ・運営法人の会計担当は、年4回内部監査を実施しています。 ・年一度、法人契約の公認会計士により会計監査を受けています。 ・会計監査や相模原市の指導監査などでの指摘事項は、職員参加で対応を図り、責任は園長がとる体制で進めています。 		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
【23】	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>・本園を運営する社会福祉法人さがみ愛育会は、相模原市屈指の社会福祉法人であり、併設の認定こども園である愛の園ふちのべこども園と密接な協力関係にあるため、地域子育て支援事業は多くのプログラムを持っています。子育てひろば「キラキラぼし」には1歳児～5歳児親子5組限定の保育体験「ひだまり」「赤ちゃんといっしょ」のベビーマッサージ、わらべうた、離乳食の進めかた、就学前の親子対象の「みんな集まれ」「飛び入りできる「保育体験」 そのほか子育て相談、一時預り、育児講座、ドリームの食事メニューで人気のあったレシピの配布などおこなっています。</p> <p>・地域の人に知らせる方法として年4回独自のミニ情報紙「キラキラぼし」を発行、支援センターに置き、HPにも掲載してあります</p>		
【24】	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>・園独自のボランティア 実習生受け入れに関するガイドラインを定めており、受け入れに当たって個人情報や守秘義務について等の重要事項を説明するオリエンテーションを行い受け入れています。</p> <p>・大学実習生の受入れは毎年4～5大学から受け入れており2週間ほど保育実習を体験してもらっています。</p> <p>・コロナ禍の中、ボランティアの受入れはありません。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
【25】	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント></p> <p>・相模原市役所の保育課が中心でほぼすべての案件は同課へ連絡し、同時に関係機関に連絡するようにしています。相模原市児童相談所、相模原市立療育センター 警察署、消防署など、緊急先一覧表を掲示しています。</p> <p>・虐待の予兆早期発見などに関しては、園内研修を行い、また、児童相談所等との連携できる関係を築いています。</p>		

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
【26】	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<コメント> ・園長は市の園長会に出席し、地域の福祉ニーズを把握するとともに、幼保小連絡会で就学事情について情報を入手しています。本園は、就業形態の多様化により、厚労省が夜間保育所を制度化した平成7年と、同じ年に開設された由緒ある保育園であります。 ・地域にはその存在は認知され卒園児も多数います。園で行っている「子育て相談」は、夜子どもが就寝してからの相談になり、家庭や近隣関係 社会生活上の問題等多岐にわたります。 ・夜間働く子育て世帯には、本園の存在は代替がきかない貴重なものであるという地域のニーズを園長、職員は抱いており、保育に取り組んでいます。		
【27】	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<コメント> ・ドリームは定員30名 夜間の保育が必要な保護者向けの小さな保育園です。しかし母体は都内や県下に高齢者施設 障害者施設 子ども施設など20施設を運営する県下有数の社会福祉法人です。夜間に特化した小さな園ですが 母体の力を利用して地域向けの年間4回発行の子育て情報紙「キラキラぼし」による情報提供、緊急保育サービスとして夜の一時保育があります。通院、看護、介護、冠婚葬祭、仕事の会議等で夜間に子どもを預けられる一時保育があります。17時～24時までの予約制ですが、相談に応じて17時前からの一時保育も行なっています。利用は生後6カ月からとなります。近郊でこの種のサービスは他にありません。夜間ならではの特性を生かした「地域子育て支援事業」です。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
【28】	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<コメント> ・「子どもの最善の利益のために育児と子育ての両立支援をめざし」と保育の基本方針に明記されています。多様化した女性の就労形態により夜間に及ぶ時間帯でも安心して働けるよう親子の関係や家庭生活を質的に保ちながら子育てをできるよう支援することで保護者の安心と満足を得ています。園玄関の正面には「児童憲章」が掲げられており、来客者の目に留まります。夜間専門でありながら4、5歳児は併設園のこども園の4、5歳クラスへ編入され、豊富なプログラムが選択できています。英語 剣道 プログラミング リトミックなど全クラス必須の保育を受けています。選択で英会話 今注目のモンテソーリ教室も受けられます。朝9時半から午後4時半まで通常のこども園のカリキュラムを受けているのです。夜間保育という時間に制限があるイメージを凌駕する保育を受けることができおり保護者の満足度は高いようです。		

【29】	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
<コメント> 本園は30名定員であるため1フロアを低いパーティションで仕切り 全部を見渡せる広さです。午睡室 シャワー兼浴室 トイレなど別部屋になっており、着替え、シャワー時の時は目隠しカーテンをするぐらいです。オムツ交換は午睡室でしたり臨機応変に対応しています。園内生活を表現する写真の取り扱いは「個人情報取り扱いマニュアル」で規制され、HPでは顔写真は使わずに絵写真を使っています。法人の「倫理綱領」があり、「利用者との人権を尊重する理念を基本に据え、少なくとも障害 人種 疾病 生活文化 経済状況などによって差別することなく 性別による固定観念 役割分業意識を排除することを基本理念とする」とプライバシーの権利にも言及し職員は人権研修でプライバシーの保護上の擁護の仕方を習っています。 ・子どものプライバシー擁護では一人になりたい時のために個室があり、絵本やおもちがあり、ひっそりと一人で過ごせる空間が確保されています。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
【30】	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<コメント> ・利用希望者はHP「夜間保育所ドリーム」で必要な情報は入手できます。「園について」では園の概要 運営の基本方針 家庭との連携 開園時間 基本情報があり、「保育園の1日」では昼間の生活を朝8時からの早朝延長保育 遊び 昼食 昼寝 遊び 夕食 ドリンクタイム 午後10時からの延長保育時間での入浴 シャワー 就寝等12時までの保育の時間がイラスト入りで紹介されています。メディアでは殆ど紹介がなく、情報は少ないです。本園は定員は30名、現在31名です。最大38名までの入所は行政から認められています。キャパシティはあるようです。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
<コメント> ・本園の特性上 園見学者は少ないですが園長 主任が対応します。プライバシーのことは聞かずにパンフレットを基に園の概要 保育方針 園での生活を説明、基本の保育時間が午前11時から夜10までの11時間 それ以降12時まで2時間の間に入浴 シャワーがあると説明しています。入園希望者は毎年数名で市の保育課経由が殆どです。園見学者は入園資料は「にゅえん しんきゅう おめでとう」と重要事項説明書を新入園児と進級園児の保護者に配布しています。夜間保育であるという特性上 与薬が可能です。「保育園とくすり」に詳しい説明があり原則「内服薬 外服薬の依頼書」が必要です。本園は広い敷地の2号館3階にあります。車 自転車から下りて木製の長い通路を歩き 途中 ヤギ 馬 豚の飼育現場を横切ります。いなかの匂いをかぎながら アスレチック施設を通り3階まで階段であがり、そこが園玄関です。 ・「重要事項説明書」の同意書及び個人情報使用同意書に署名してもらっています。 ・配慮が必要な子どもは現在は居ません。		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園の転園の手続きについては園児の個人情報保護の観点から転園先からの要望がない限り書面での情報提供はしておりません。 ・個別の電話での問い合わせについては、保育の継続性の問題であれば可能な限り主任や担任が園長の承諾のもとで応じています。 ・卒園児に対しては希望者は併設の学童保育クラブひまわりに入所し、夜6時なつてから本園の学童一時保育クラブに来てもらっています。卒園後も「何かあったら保育園いらっしやい」の声掛けを行い、保護者を含めて相談できるような連続性を大事にしています。本園を「第2の生活の場」と感じている園児が多く愛着心は強いようです。卒園児が保育の実習に來たり 保育士となつて勤務したり 古くからいるベテラン保育士を喜ばせています。 		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上上に努めている。		
【33】	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間保育の利用者は年々減少してきておりそれは淵野辺地域の飲食店が夜間の保育を必要としなくなつているとドリーム中長期計画で分析しています。 ・保育士は毎日子どもの表情 反応 言葉などから敏感に状態を見極めています。長時間保育の子どもが多いので、送迎時には生活の様子など丁寧な聞き取りをし、保護者と信頼関係を気づいてゆく。これが満足度の上上につながることを20年以上勤務している主任 ベテラン保育士3人は経験から熟知しています。行事後のアンケートで行事のあり方の意見もあります。夜間10時過ぎには夏はシャワー 冬は風呂に入るなどの規定にないサービスもあり保護者の負担の軽減も図っています。保護者からの意見は全園児に連絡ノートをもたせており、保育に関することは意見が入つてきています。保護者の中には遠くから來る人もおり、この夜間保育所の存在自体に満足している人もいます。夜のシャワー 入浴のサービスに保護者は感謝していらいます。 		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
【34】	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園説明会で配布される、「おめでとう」の「苦情解決制度について」という懇切丁寧な苦情相談への保護者対応に制度の全容が掲載されています。分かりやすくフローチャートで説明しており、意見を投稿する際「公表可」「公表不可」の区別をするような内容になっています。社会福祉法人は相談苦情は原則「公表」が義務づけられているからです。本園は園内の受付責任者、解決責任者のほか施設全体の第三者委員2名が担当する仕組みで2名の職業、電話番号も記載されています。 ・4月の園だよりで同じ趣旨の「苦情解決制度」が掲載、保護者にも配布されています。 		

【35】	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<コメント>		
<p>・保護者が意見を述べやすい機会の設定として、玄関に「ご意見BOX箱」の設置、必要なルールを定めた「要綱」を玄関に掲示しており、苦情解決制度の過去の状況をまとめた「苦情解決について」の報告書が掲示してあります。行事ごとのアンケート、毎日の連絡ノート、送迎時での対応、保護者会、個人面談等、保護者が相談しやすい環境になっています。これらは園だより 重要事項説明書 入園説明書で説明され 保護者には周知されています。</p>		
【36】	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<コメント>		
<p>・本園では苦情をうけた職員がその概要を書くことにしています。第三者委員にも直接申し出ができる制度になっており、第三者委員を交え 受付担当者 解決責任者 申出人も入れて話し合いのテーブルを設定し、その場で解決する仕組みです。 受付は電話、面談 投書の方法でいつでも 誰でも受け付けます。 園玄関に「苦情解決について」が公表されています。 本園は母体が社会福祉法人であるため、組織的には本部事務局に「苦情解決委員会」があり、そこでの扱いになり第三者委員には本部の監事職が1名はっています。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われ		
【37】	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<コメント>		
<p>・危機管理の責任者は園長です。本園の所在は1号館とブリッジする2号館の3階です。鉄骨造りの免震構造です。広い敷地の奥に本園はあり、敷地の入口から本園まで敷地内を通るため初めての方は容易には到達できません。敷地建物全体は警備会社がガードしています。本園の階段入口に「夜間保育所ドリーム」と夜に照明がつけます。その階段入口と3階玄関には防犯カメラがあり、不審者対応は出来ております。毎月昼間の火災及び消火訓練はこども園との合同で行い夜間は園単独で行います。子どもの引き取り訓練もしています。備蓄も非常食 非常飲料水と管理されています。 本園の第一避難所は境界線にあるフェンスの扉を開ければそこが淵野辺一丁目第一公園です。いつもの遊び場所ですから避難するには便利な立地です。 ・特に気をつけているのはヒヤリハットです。どんな小さなことでも「ヒヤリハット記録」に記載し、再発防止に努め 安心 安全な園運営を目指しているようです。</p>		
【38】	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント>		
<p>・昨年より続く新型コロナは2021年には2回の緊急事態宣言が発令され 相模原市からの通達により外部での行事は対面交流の自粛でほぼすべて中止になっております。園では主任を中心に施設全体で感染拡大予防に取り組んでいます。玄関に顔認証の検温カメラ、手洗い消毒を常備し、園内の壁面 扉など表面露出部分はすべて抗ウイルス抗菌コーティング剤を噴霧し太陽光がなくても光があれば反射する最新の優れたものです。効果1年以上です。有効な感染拡大防止対策をしています。令和3年12月の市通達「発熱時の対応に関するお知らせ」のなかに「同居家族に発熱 呼吸器症状疾患の体調不良が見られた際には登園は控えてください」との厳しい園通知が出ています。、園ではさらに室内温度を26℃前後、湿度は50～60に自動的に加減できる空気清浄器兼加湿器を設備し、ウイルスの蔓延防止対策にきめ細かく対応しています。</p>		

【39】	Ⅲ－１－(5)－③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
＜コメント＞		
<p>・「大地震・震度5強以上 火災 水害 不審者対策を想定した基本対策行動指針」があります。発生時にどの局面か 通常時間帯か 園外保育場面か 早朝かなど場面ごとの対策があり、避難ルートの確保 など施設ごとの取り決めがあります。ドリームは隣接する淵野辺第一公園が避難所になっており、毎月併設のこども園との合同避難訓練の避難場所ともなっている公園です。連絡は全館一斉放送で行います。保護者にはかんたんメールで送信します。避難所での対応は安否確認 怪我の有無などありますが、安否の確認メールは info@aikukai.or.jp のアドレスに送れば自動的にすべて園の携帯電話に転送され 安否状況が確認されます。LINE でも可能です。子ども重視の対策がとられています。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
【40】	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本園では保育運営の実施方法として各種マニュアルがあり、保育計画では全体的な計画を作成しそれをベースに年間保育計画 月間 週間指導案があります。同時に健康面は年間健康計画があり 食育面では年間食育計画があります。これらにより標準的な保育を実行しています。夜間保育が専門の本園では夜間保育用の指導計画、デイリープログラムも作成され実施されています。 ・デイリープログラムが詳細にできており、子どもの行動が変わる時の対処の仕方など30分さきみでの保育方法が書かれています。夜間保育の新入職員は迷うことなく保育に入れる仕組みです。 		
【41】	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルや指導計画の見直しについては毎月、園長 主任保育士 クラス担当3名 計5名からなるドリーム検討会で検討されます。基本的には週案レベルで実践した保育内容の評価を行い、月末に園長自身の評価も加わり次月の月案に加味して盛り込むようにしています。 ・乳児の個別計画の見直しは、当該児の発達状況、動きを観察し、主任と相談して慎重な見直しをし、保護者の意見も入れて作成しています。 		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
【42】	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本園では子どもが各クラス5名前後のため家庭の状況はほぼ把握できており年2回の内科及び歯科診断 食事の喫食状況などデータは児童票に追加されています。 ・0, 1歳児は年間指導計画を3ヶ月ごとに分け毎月の指導計画では立案者の「考察・反省」及び園長の評価コメントが必ず入っています。前月の子ども姿 ねらい 健康と安全への配慮 家庭支援欄には詳細な観察 実施記録が見えます。 ・2, 3歳児も年間3ヶ月ごと 月間計画の中に週間計画を組み込み、計画の一覧性を重視した様式ですが記載項目は同じです。 ・4・5歳児は朝9時半から4時半まで認定こども園愛の園ふちのべこども園に編入されますので、本園では「夜間」の指導計画です。他児と同じ様式の指導があります。 ・認定こども園の4, 5才児カリキュラムで必修は剣道・リトミック・プログラミング・英会話で選択はモンテソーリメソッド・稲作体験・体操・ぬいぐるみ病院・こどもクック隊など多種多様な保育があり、重要事項説明書に記載されています。 		
【43】	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・月間指導計画は毎月、各年齢の担当による検討会で評価反省が行われています。指導計画の中で、「考察・反省」欄を設けて、クラスリーダーが評価をして園長の意見も書く欄があり記入されています。園長・主任・3名のクラス担当からなるドリーム検討会議でも意見があり、見直しをしています。 ・担当職員らは月案レベルで実践した保育内容の自己評価を行っています。職員の自己評価は年2回行われ年末に「園の自己評価」として掲示、公表しています。 		

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
【44】	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p><コメント></p> <p>・毎日の保育状況は「日誌」で 3歳児未満は毎月、3. 4. 5歳児は3か月ごとの「成長の記録」が個人別に記録されています。その記録の中には養護 教育の7項目の達成度がチェックされ発達具合がわかるようになっています。</p> <p>・毎日の朝 夕の申し送り事項はシフトの関係で3人が担当することになるために申し送りノートを確認しつつ見て保育に入ります。家庭との連絡ノートは全員個人別に持ち、排泄 食事 睡眠の項目で時系列の様子が記録されています。保育日誌は3歳までと4、5歳に分かれ午前の様子 午後の様子 夜の様子に各々記載されています。個人別の記録が5歳まで詳細に捕捉されており、これは子どもの長発達の記録として本園の保育の特色になっています。</p>		
【45】	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <p>・個人情報の取り扱いについて「社会福祉法人さがみ愛育会・個人情報保護規程」があり、個人情報の第三者提供 取得の制限 保有個人データの開示・追加・利用停止など情報の種類により取り扱いを定めています。</p> <p>本園の園児個人及びその家族の情報のある児童票、USBなどは、鍵のついた書棚に保管、取り出す際には園長の許可が必要ですべての電子媒体は持ち出し禁止です。</p> <p>・保護者には「写真撮影について」の園だよりで周知し保育場面を伝えるために個人の顔を利用する場合は事前に知らせ、写真掲示に支障のある人はお知らせ下さい、とのメッセージを送っています。</p>		

<別紙2-2-3(内容評価・保育所版)>

第三者評価結果

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の編成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<コメント> ・全体的な計画の内容は1年前園長が交代した時見直しが行われ、保育士も本園の経験のあるベテラン3人が加入して、行われました。保育理念「主題”いっしょっていいね”」は20施設運営する法人に共通する理念でもあります。平成7年厚労省が夜間保育所を制度化した年に本園は開設されています。「子どもの最善の利益のために育児と仕事の両立支援をめざす」と基本方針を掲げ、朝8時から夜12時まで夜間働く保護者の子どもの保育場所として県下で数少ない存在となっています。計画は素案は主任保育士が作成 全体会議にかけ 園長が承認します。 ・全体的な計画の内容は保育所保育指針に沿っていますが、敷地内にある認定こども園「愛の園ふちにべこども園」と同じ広い園庭 アスレチック設備が使い 飼育動物を毎日見て、4、5歳児は豊富なプログラムを持つ子ども園と共同保育されている利点があります。年間、月間 週の指導計画があり連絡張を乳児 幼児全員がもちますが定員30名という少人数のため全員の顔がみえ、一人一人に向き合った保育がなされています。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<コメント> ドリーム保育室が入る二号館は同じ敷地内の認定こども園が入る1号館とブリッジする形でつながっています。1、2階がデイサービス、3階がドリーム<187平米>です。約2300平米の敷地内にはアスレチック設備があり、ドリームへ通じる木製の通路の傍には麻布大獣医学生が飼育するヤギ 馬 豚が日向ぼっこし、餌もやることができます。3階の部屋は1フロア全部を見渡せるように低いパーティションで区切り 保育、食事、午睡の各スペースと中2階のロフトがあります。部屋の露出部分は全部に抗菌コーティング施工がなされウイルス感染対策がなされています。殺菌除菌の空気清浄機兼加湿器を設置、冬場は温度は25℃、湿度は50～60%に自動的に設定される設備です。床暖房で上履きは履きません。手洗い場には写真入りで手洗いの方法を掲示し、遊具 玩具は子どもの動線に配慮した配置にし、誤飲やケガにつながる恐れのないものを定期的に点検しています。4、5歳児が朝9時半まで1号館に出かけるので、空間的には余裕が生まれています。一人で落ち着きたいときのスペースも小屋が設けられています。		
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<コメント> ・子どもの個人ごとの情報については、保育日誌や更新された個人の成長の記録などで把握しており、子どもの日々の様子については、送迎時の保護者とのやり取り 連絡帳などで伝えあい、必要に応じては個人面談を行っています。 ・0歳 1歳では保育士のかかわり方がデイリープログラムで時系列で詳細に記述され 眠るとき オムツ交換の時 離乳食 授乳の際 遊び、着替え 食事のときのかかわり方など標準化されています。個人により発達がちがうために一人一人にあわせた対応をとっています。 ・2、3歳児もデイリープログラムを基本に週間ベースで「ねらい」と「保育士配慮事項」の内容が変わってゆきますが基本は子どもたちのやりたい気持ちや主体性を尊重する保育を心がけております。食事時には手伝いたい気持ちを受け止め一緒に準備したり、歯磨きを自分でしたり、トイレは一人一人の間隔を把握して誘ったり、子どもの自由な選択に任せる部分が多くなっています。 ・4、5歳児は昼間はこども園でのプログラムで共に保育を受け 同じ帽子もかぶり同じ遊びもしていますが、ドリームの保育士が1名づつについており、夕方「ただいま」と帰ってくるとすぐ保育士の膝にのって甘えるようです。		

【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣の習得はデイリープログラムを各クラスでこなすことで自然と身についてくるようです。・手洗い・トイレトレーニング・歯磨き・着替え・片付け・身支度 スプーンからお箸への移行などの生活習慣は毎日の生活の中で保育士のかかわり方が決められています。子どもの数が各クラスとも5. 6人と少ないので個人ごとの発達段階に応じ、本人の意思を尊重しながら傍でサポートできています。</p> <p>・異年齢保育の利点は年下の子が年上の子どもを見習らい、年上の子は見られているから頑張ろうという気持ちになることであり、手洗い 午睡 排泄 服の脱ぐ順序などマネをして成長するようです。こども園で剣道を習っている子のまねをして背中をビシーと正したり、スプーンの持ち方をお互いに確かめあったりする場面もあります。午睡のスペースは専用の部屋で薄暗くしてあり寝つきが悪い子には子守唄を歌い傍でトントンと背中をたたき眠りに誘います。疲れた子どもはバランスをとるために一人離れた小屋があり、そこでゆったりと絵本を読んだりすることもできます。</p> <p>.</p>		
【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <p>・3歳児までは9時過ぎから散歩に出掛けて戸外の空気に触れ 自然探検をし、雨の日は部屋で好きな遊び 絵本を読んだり おもちゃで遊んだり 保育士の膝で遊んだり 思い思いに過ごしています。全体が見渡せるワンフロアのスペースを使い保育士に見守られながら生活しています。夕方4時半には4, 5歳児が帰ってきますのでそれまでは敷地続きの淵野辺一丁目第一公園へ遊びに出かけます。雨の日は室内でリズム遊び 絵本 おもちゃであそび 5時からワンフロアでの異年齢保育が始まります。6時からの夕食は温かい献立で、コロナ禍前はバイキングで好きな品を好きなだけ取って食べていたのですがコロナ感染を避けるため職員が配膳をしてから食べ、その後自由な室内遊びで製作 お絵描き 粘土遊び などのコーナーを設け 落ちついてあそべるようにしています。異年齢のかかわりができるような配慮もしています。疲れが出る時間帯なので甘えを受け止めリラックスして過ごせるよう情緒の安定を図っています。9時から入浴したり、睡眠をとりながら保護者の迎えを待っています。</p>		

【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・0歳児は3人。保育士2人が担当するほぼ1対1の触れ合いで、一人一人の成長 発達に合わせた丁寧なかかわり方をしています。子どもとの愛着関係を築くために声掛けや抱っこでスキンシップを図り、安心感を与えるような努め、保護者とは離乳食の進め方や昼寝 園での過ごし方について密に連携をはかっています。新しい環境のなかで不安で泣いてしまうことあったが、慣らし保育(導入保育)でゆっくりと慣れてきています。園長のコメントで「新入園児はゆっくりと導入保育を行い保育者との信頼関係を築くことができ 新しい環境を受入れ 安心して過ごせるようになってきた」と順調な保育の始まりを評価しています。 ・0歳児は腹ばいからハイハイ、つかまり歩き、伝い歩きなど移動運動が活発にできるように、部屋のステージを利用したり手すりを伝わったり、乳児コーナーだけでなく午睡室も活用してのびのびと遊べるように工夫しています。芝生のあるテラスや屋上の芝生の庭園で外気に触れ 身体を動かす楽しみも味わっています。自分の意思で動かせるようになり、物にさわったり、握ったり口にいられたりなめたりするようになるのでおもちゃなどは衛生面に気をつける配慮をしています。 		
【A7】	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1、2歳児は自分で何でもやりたがるため、一人一人の子どもの状態を把握して その子どもの気持ちに寄り添い、大切に、遊び 休息 睡眠など生活リズムを整え、基本的には見守る姿勢で保育をすることを心掛けています。一緒に生活しているので、お互いが影響を受けやすく 2歳児はやれることが増えてくるので、子どもが自発的に活動できるよう、動線に配慮しながら、玩具や室内レイアウトの整備にあたっています。 ・食事、衣類の着脱など子どもの自分でやろうとする気持ちを受け止め、達成感が得られるように配慮し、衣服のチャックが上げやすいように保育者が援助したり、ズボンははくときには手を出さずに見守るなど、基本的な生活習慣が身につくよう子どもの意思を尊重しながら配慮しています。 ・長時間保育なので日によっては夕方眠くなる姿が見受けられ、また自分の思い通りにならないと他児を叩いたり押す姿があり、かみつきもとどき出るようになってきています。保育士は自分の意思が伝えられるようにベビーサインを活用して相手に伝えるようにしています。こうした自我の芽生えを大切にしながら、園生活を楽しめる工夫をしています。 		
【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>・夜間保育所ドリームの中長期計画は、6項目の課題を提起し、その各々を事業計画に結びつけていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4、5歳児がこども園からドリームへ帰ってきたとき「ただいま」と挨拶をして部屋へ入ってきます。迎える方は「お帰りなさい」といって迎えます。保育士の話しではここが「第2の家 生活の場」のような感じをもっているのでしょうか、と話しています。滞在時間が11時間という長い時間一緒にいるのですからそういう感情をもつのも自然な成り行きかも と述懐しています。 ・3歳児は出迎える方の最年長です。すでにこども園との交流があり来年から自分も子ども園の方に行くその期待があるのか、意欲的に帰ってきた4、5歳のお兄さん、お姉さんへ話しかけています。 ・4、5歳児はこども園との共同保育になり、保育プログラムが一気に広がり、子どもの好きな遊びが選択できます。必修として挨拶や礼儀 感覚を統合する力を養う剣道保育 体の運動のリトミックブロックを積み上げるプログラミングなどがあり、選択として水田での稲作体験 モンテソーリメソッドワーク ハローイングリッシュ 子どもクック隊 めいぐるみ病院など7つあり 重要事項説明書で知らされております。 ・5歳児は小学校への就学に向けて小学校見学や就学先を共にする保育園児との交流をすることで小学校への見通し、期待を持てるように例年行っていますが今年はコロナ拡大のため不透明です。「幼児期の終わりまでに育てほしい10の姿」をイメージしながら子どもの現在の様子を観察しながら、その姿に近づける保育を日々行っています。 		

【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>・現在本園では障害のある子どもはいません。職員は研修も受けいつでも受入れは出来る体制です。発達相談コーディネーターもおります。併設園のこども園には看護師が2名、臨床心理士が2名常駐し 満杯の相模原市立療育センターから溢れた相談者の対応に当たっております。支援を必要とする子どもが本園に入所すれば対応はできる体制になっています。</p>		
【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>・長時間保育利用は朝8時から11時までの早朝3時間 午後10時から12時までの深夜2時間 計5時間が延長保育時間帯です。夜間保育の標準時間は11時より22時までの11時間です。各クラスともデイリープログラムに沿ってほぼ30分ごとの生活と遊び それに対応する保育士の活動をきめ細かに決めています。夕方5時以降のプログラムでは0～5歳まで一緒に生活をする異年齢保育が10時まで続きます。夕食は6時からレストラン式でクリアパーティションで仕切られたテーブルで温かい夕食を楽しみ雰囲気の中で食べます。終わって歯磨き オムツ交換やトイレなど排泄の時間を取り、それから図書コーナーへいって絵本を見たり 人形劇を見たり 疲れた子は保育士の膝の上で眠ったり 年長児はロフトに上がって遊んだり好きなことをしながら落ち着いて過ごしています。テレビはおいていません。夜8時半ごろから浴室に湯をはり温めておきます。睡眠の準備をし就寝する子どももいます。10時から常勤保育士と非常勤2人になり、子どもも2, 3人になります。深夜帯の利用者が年々減少来ているようです。</p> <p>・子どもの様子は0歳児5分、1歳児10分、2歳、3歳児以上30分ごとに睡眠確認し、申し送りノートに記入してゆきます。</p>		
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>・コロナ禍のため小学校との交流ができず、本来であれば就学を控えた年長児は、小学校の見学会や小学生とのふれあいなどを通じて、就学への期待をし、小学校生活への見通しもできたはずですが。対面交流が自粛されたためにできなくなっています。5歳児はこども園で小学校へ向けたアプローチカリキュラムが秋から始まり、その保育をうけています。</p> <p>・進学先の小学校教員は事前に情報交換のため本園へ来園します。幼保小連携研修に参加意見交換をしています。保護者に対しては懇談会 個人面談で就学に向けた話はしています。</p> <p>・卒園する子ども達一人ひとりの良さや期待感など全体像が伝わるような「保育所児童保育要録」を作成し、就学先となる小学校へ送付します、</p> <p>本園では卒園児を対象とした学童の一時保育〈6時から〉を行っており、併設の学童保育センターひまわりが6時まで預かってくれるので、支障なく夜も預かれる体制になっています。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p>		

- ・「健康管理マニュアル」「衛生管理マニュアル」「感染症対策ガイドライン」があり、入園時の児童票から一人ひとりの健康状況を把握しています。
- ・子どもが37.5度以上に熱発した場合は、様子を見てお迎えを要請しています。ケガした場合は、軽度のケガでもすぐに保護者へ連絡をして、同意を得て園から受診しています。結果は、連絡帳及び口頭で保護者に申し送って経過を観察しています。
- ・園では年間保健計画を策定して、保護者を含めて計画的に保健指導を行っています。
- ・子どもの既往症や予防接種の状況などが記載された入園時の児童票をもとに、毎年、保護者に点検を依頼し必要な情報を更新しています。
- ・保護者に対し、入園前説明会で健康に関する園の方針や取り組みを伝えています。
- ・職員には、乳幼児突然死症候群SIDSに関する知識を研修で周知して、午睡時のプレスチェック0歳児5分、1歳児10分、2歳、3歳児以上は30分間隔で確認し、記録しています。保護者にも入園前説明で、危険防止と対応方法などの必要な情報を伝えています。

【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断は、0歳児は2か月に1回、1歳児は年4回、2歳児以上は年2回行い、結果は健康台帳に記録しています。 ・健康診断結果は全職員で情報を共有するとともに、個別指導計画に、また、必要ならクラス指導計画の特記欄に記録し、保育内容に配慮しています。 ・健診結果は「健康ノート」に記録し、保護者に伝えています。 		
【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園では厚労省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、相模原市の「食物アレルギーガイドライン」に沿って、アレルギー児の対応をしています。主治医記入の「保育所等における食物アレルギー疾患生活管理指導表」「生活管理指導表発行確認表(兼)請求書」の2枚を園に提出してもらいます。加えて、園指定で保護者記入の「除去食依頼書」の提出も求めます。 ・主治医意見書と保護者の除去食確認をもとに、主任・管理栄養士・担当保育士で除去食の工夫をしています。毎月事前に保護者には除去食メニューを送って、事前確認をしてもらっています。 ・除去食の調理は、専任の除去食担当調理員2名が当たります。 ・外部のアレルギー関連研修には、栄養士が必ず出席し、受講しています。 		
A-1-(4) 食事		
【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「年間食育計画」は、系列の「愛の園ふちのべこども園」と歩調を合わせ、年齢別計画で進めています。 ・お誕生日会ではランチオンマットに配膳し、テーブルには花を飾って雰囲気を高めています。 ・子どもの発達に応じてきざみの大きさを調整したり、発達に合わせ、食器類にも配慮しています。 ・食べられる量は、保育士が加減したり、年長になると自分で加減したりしています。 ・乳児には、口に届かないスプーンの手に手を添えたり、小鉢を中央に寄せて全部食べられるよう援助し、幼児には、食べ方を助言しながら自分で食べようとする気持ちを尊重し、苦手なものは一口からよそい無理なく全部食べられたら大いに誉めています。 ・年長組は近所の農場で、大根掘りを経験し、洗って、ピラーで皮をむき、包丁で刻んで、ニンジンと、こんにゃくはちぎって入れ、豚汁も作りました。 ・家庭との連携は、入園時に食育の方針と取り組みを説明するほか、毎月、細かく材料名を記載した献立表、クラスだよりを通しての人気レシピの提供などを通して行っています。 		

【A16】	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・離乳食は、「ごっくん(初期5～6か月)」「もぐもぐ(中期7～8か月)かみかみ(後期9～11か月)」「ばくばく(完了期12～18か月)」に分けて、提供しています。体調のすぐれない場合には粥や食べやすい形態に変更するなどの対応をしています。 ・給食日誌の残食記録や配膳時の子どもの反応を見ながら、調理員や栄養士は献立作りを工夫し、保育士は、日々の保育日誌にも喫食状況を記録しています。 ・季節感のある料理では、夏はトウモロコシ、冬はカボチャなど、季節ごとの野菜を体験し、行事食としては、ひな祭り、端午の節句、七夕、お月見するなど、子どもたちは楽しみにしています。 ・食事連絡会では多職種で振り返りをしていますが、特に今年は感染防止策として、取り分け料理を避け、個別の盛り付けに変更しています。 ・衛生管理マニュアルに従って、調理室の清掃を行っています。また、年1回保健所の立会検査も受けます。 ・「愛の園ふちのべこども園」に日中合流している、4、5歳児については、こども園の園児を含めて、1グループ15名で、4グループを作り、春夏秋冬の年4回、「子どもクック隊」と銘打って大掛かりな食育活動を行っています。各グループは、グループ内の合議で、何を作るかを決めて、栄養士、調理員の支援を受けながら、料理を作ります。 		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> ・0、1、2歳児については毎日の様子・状況を園と家庭とで書き入れる「連絡ノート」があります。3歳児以上も「連絡ノート」はありますが、毎日の情報記入交換の欄はありません。しかしながら必要な連絡事項があった場合には、園と保護者とで情報交換を行います。結果として、全園児については、毎日情報交換ができています。 ・年1回の保護者面談や保護者の保育参加なども進めていきましたが、コロナ禍もあり、年2回、保育参加にとどめ実施しています。 ・保護者との面談内容は「個人面談記録」に記録し、個人ファイルに綴じています。		
A-2-(2) 保護者等の支援		
【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> ・保育士は、子どもの送迎時の声かけや連絡帳を通して親和的雰囲気を作り、保護者と信頼関係が築けるよう図っています。 ・保護者から受けた相談の内容に応じて、主任や園長が対応しています。保護者の就労状況に合わせて、希望日時、事務室のスペースを利用して、1対1で気兼ねなく相談できる雰囲気を作り、対応します。 ・園は保育の専門集団として、保護者の相談を受け、可能な限りの支援を行います。 ・相談を受けた内容は、「個人面談記録」に記録し、個人ファイルに綴じます。 ・相談を受けた保育士が即答できる内容であれば、その場で返答するが、必ず上司への「報連相」は義務付けられています。		
【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント> ・「虐待対応マニュアル」があり、職員は園外研修に参加して、職員会議で報告し話し合いが行われています。現在、虐待を疑う事例はありませんが、地域情報や子どもの家庭の実態を踏まえながら注意深く見守っています。マニュアルに基づき、職員会議で園内研修を行っています。 ・家庭での虐待等権利侵害の疑いがある子どもがいた場合には、「虐待対応マニュアル」により、速やかに関係機関と連携を取ります。 ・相模原市が行う「虐待対応研修」には、職員を参加、受講させ、職員会議などで研修報告を行い、全職員で共有しています。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<コメント> ・園では年間指導計画、月間指導計画、週案、など指導計画の「振り返り・見直し」を定期的に行っていますが、それに加えて、年2回、運営法人独自作成の「保育士のための自己評価」を行い、園長面談の上、運営法人に提出しています。 指導計画に関する「振り返り・見直し」は、子どもの心の育ちや、意欲、取組む過程に配慮して行っています。 ・職員全員の「自己評価結果」をまとめたものが、「保育所の自己評価」となるため、職員会議などで事務方からの結果の発表があると、職員全員で議論し、潜在している「要改善課題」等を浮かび上がらせ、事業計画の改善課題として取り上げています。		